

第 97 回信託研究会 議事要録

日時：2026 年 1 月 31 日（土）10 時 00 分～11 時 30 分

場所：金沢星稜大学大屋研究室

出席者：今井、黒田、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

1. 特定扶養信託について

大屋より特定扶養信託の概要が説明され、本制度をベースに「信託を利用した場合の税制優遇措置」を提言する際に、以下の点について考えていく必要性が示された。

- ①委託者の要件
- ②受託者の要件
- ③信託契約の内容要件
- ④財産の範囲、信託期間等の実務的な問題
- ⑤税制優遇の内容

2. 税制税源に向けての議論

前回の研究会で、「家族信託」を利用した際に税制優遇措置を講ずる制度を検討し、（1）事業承継税制、（2）扶養信託税制（仮称）、が挙げられ、今回は（2）について検討した。

我が国の現在の超高齢化社会および認知症の罹患に対する法的対応について、家族信託を利用することで解決できることができないかという観点から、親から子へ財産移転をしやすくする一方で、財産の移転の代わりに親の扶養を確約させるという贈与側の願望をも達成できる一定の信託契約の組成には税制上優遇を与えるという内容であるが、優遇措置の必要性について意見が出された。

優遇措置が必要とする立場からは、家族信託という有益な制度を誰もが使えるように（一般的に）制度設計をし、税制優遇はその「きっかけ」であり、「背中を押す」制度として有効ではないかという意見がでた。当然制度で過度な節税を推奨するものではなく、納税者（利用関係者）にとって一定のメリットはあるようなものが望ましいのではないか。

一方で、家族信託を（国策として）進める必要があるのかとの疑問が出され、相続税の節税であれば、利益を受ける対象が高所得者や資産家に偏るとして、家族信託の普及は限定的ではないかという意見が出た。

新しい家族信託を利用した税制優遇措置については、「シン家族信託」と名付けてはどうかという意見も出た。

3. 今後の調査内容

今後において、以下の調査検討に進みたい。

- ①事業承継税制の内容の検討
- ②データによる扶養信託の必要性、利用価値の確認
- ③扶養信託の優遇措置内容の検討
- ④アメリカ扶養信託の現況確認

次回は、2026年2月21日（土）17時より金沢駅近郊会議室
ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>